

●有期雇用職制(期限付職員・専門嘱託・アソシエイト専門員・特別嘱託・ジュニア専門員・国内協力員)の募集選考について●

1. 募集時期

個別に募集する一部のポストを除き、基本的には毎月一括募集します(12月採用はありません)。

2024年8月公募の募集期間は **8月1日(木)～8月13日(火)正午 12:00** です。3. 応募方法のとおり、JICA 採用マイページより登録が完了している方が選考の対象となります。

2. 募集方法

一括募集されるポストは、募集開始時に「JICA コーポレートサイトの採用情報ページ」、「PARTNER の求人ページ」等を通じて公開されます。**募集ポストの業務内容、応募要件等については、下記ページにある個々の求人票をご覧ください。**

3. 応募方法

JICA 採用マイページに登録のうえ、応募情報を入力(及び必要書式の提出)し、内容を登録することで応募が完了します。

4. 応募にあたっての留意事項

- 職制ごとの働き方については [こちらの](#) ページ下部をご参考ください。(各職制の詳細はこちらからご確認ください。[期限付職員](#) [専門嘱託](#) [アソシエイト専門員](#) [特別嘱託](#) [ジュニア専門員](#) [国内協力員](#))
- 全公募ポストのうち、最大第三希望まで併願が可能です。異なる職制の併願も可能です。
- 希望ポストごとに書類選考(最大3ポスト)を行い、書類選考に合格したポストについては、面接(最大3ポスト)を実施します。
- 応募者の適性や能力に基づいて、希望したポスト以外のポストから面接のオファーがくる場合がございます。希望ポスト以外から面接オファーを受けたい場合は、希望ポストを選んだうえで、「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択ください。
- 今回の選考において不合格となった場合、次回公募への応募が可能です。選考中に次回公募に応募された場合、選考中の公募は辞退扱いとなりますのでご了承ください。
- 今回の選考において不合格となり、次回公募に応募中または選考中に希望ポスト以外からの面接オファーを受け、合格となった場合は、その時点で応募中または選考中の公募は辞退扱いとなりますのでご了承ください。
- 可否に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 募集ポスト個別のご質問(業務内容や必要経験等についての質問)は、電子メールで、各求人票に記載の担当者宛にお問い合わせください。(お問い合わせ頂いてから返信差し上げるまでに、数日要することもございます。お早めのお問合せをお願いします)。電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。
- 選考プロセスについてのご質問は JICA 採用マイページよりお問い合わせ下さい。

5. 健康に関する質問票の提出

一部ポストの業務は、開発途上国への海外出張を伴うため、心身の健康はとりわけ重要となります。このため、海外出張を伴うポストの書類選考に合格された方には、面接選考への参加前に、「健康に関する質問票」のご提出をお願いしています。なお、質問票の記載内容により弊構産業医から診療情報提供書(診断書)の提出を依頼することがございます。その場合は速やかに主治医等を受診の上ご提出ください(診療情報提供書の取付・提出等にかかる費用は、ご自身で負担いただきます)。

6. アソシエイト専門員・特別嘱託応募の留意事項

所属先を有している場合は、契約期間において所属先、又は所属長による同意を得られる場合は応募可とします。

1) 契約期間中は、所属先からは無給であること。

2) 契約期間中は当機構の労働保険・社会保険に加入させること。

なお、契約予定日の10日前までに、上記の点について所属先、又は所属長に同意を得た上で、関係書類を提出して下さい。

7. ジュニア専門員応募の条件・留意事項

- 原則、以下に該当する方は応募できません。また、応募後に該当することが判明した場合は不合格とします。
当該分野での長期専門家及び企画調査員((ボランティア事業)を除く)として派遣経験がある方。また、特別嘱託の委嘱／契約経験がある方。
- 若手人材を養成する研修の観点から、大学卒業後15年未満であることが望ましいです(応募時点)。
- 在職中の方は、ジュニア専門員となる日の前日までに当該所属先から退職してください(休職は不可)。

8. 国内協力員応募の条件

- 青年海外協力隊経験者であること。

【2024年8月公募】JICA有期職制募集ポスター一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	青年海外協力隊事務局 海外業務第一課	期限付職員3号	市民参加	(1) 海外協力隊派遣に向けた各種検討タスクへの参画、関係部との連絡調整等 (2) 担当国における派遣方針、個別派遣計画など戦略策定に係る情報収集取りまとめ (3) 担当国における隊員派遣の計画管理（予算管理含む）、実績取りまとめ (4) 担当国派遣中隊員への技術支援、成果取りまとめ (5) 就任前関係部・在外拠点、国内支援団体との連携促進、連絡調整 (6) 機構内外への海外協力隊事業に係る広報活動支援・照会対応 (7) 海外協力隊の選考業務における、職種別の技術審査等にかかる調整業務 (8) 海外協力隊の職種別ガイドライン等執務参考資料の改定等にかかる取り纏め業務 (9) 課題別ナレッジシェアリングに関する業務 (10) 課題別派遣新訓練の管理・調整に係る業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				一般事務・経理	(1) 在外人員の給与・賞与支給にかかる諸業務 (2) 在外人員の給与改正・法改正等に伴う諸業務 (3) その他、給与厚生課が所掌する業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
3	東京都	南アジア部インド高連続道室（主務）・南アジア第一課（業務）	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 主にインドに関する有償資金協力（特にインド高連続道事業）、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (2) 現地出張を含む、インド等の公的機関や他援助機関との協議、調整、現地調査 (3) 主にインドに関する関連セクターの情報収集、分析及び案件形成に係る企画・調査の実施 (4) 主にインド関連業務に関する当機構内外との業務調整 (5) その他、業務を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野	(1) 担当国（スリランカおよびモルディブ）および担当分野にかかる情報収集及び分析、事業計画立案 (2) JICAの協力プログラムやプロジェクト形成に関する企画・調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査、実施監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、情報収集 (5) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
5	東京都	中東・欧州部中東第一課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 担当国（マクロ経済情報分析を含む）、セクターの情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) 協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) 関係業務に関する当機構内外との調整	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野	(1) 担当国（マクロ経済情報分析を含む）、セクターの情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) 協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) 関係業務に関する当機構内外との調整	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
6	東京都	中東・欧州部中東第二課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 担当国（マクロ経済情報分析を含む）、セクターの情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) 協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) 関係業務に関する当機構内外との調整	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務 ①案件の実施監理 ②企画書の審査補助 ③JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整 ④その他、各事業に関わる業務全般 (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する募集業務 ①募集、選考の手続、プロセス管理 ②奨学金からの内訳や就職への対応 ③説明会等での募集制度説明等 (3) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務 ①予算管理 ②広報 ③内外関係機関との調整等	① 1 ② 1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
8	東京都	人間開発部高等・技術教育チーム	専門嘱託3号	教育	(1) 世界各國の高等・技術教育分野の事業にかかる案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務（海外出張を含む） (2) 開発途上國の高等教育機関の教育・研究能力強化/マネジメント強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析 (3) 高等・技術教育分野に係る各種セミナー、ワークショップ等の企画、運営に係る支援	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				自然環境保全	(1) 森林・自然環境保全分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により両分野協力の戦略性強化を行う。 (2) 森林・自然環境保全分野の支援方針や支援アプローチの知見整理、検討を行う。 (3) 森林・自然環境保全分野に関するナレッジマネジメント（調査分析、ネットワーク、発信等）に関する業務を行う。 (4) 森林・自然環境保全分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理を行う。 (5) その他協力事業を実施する上で必要な業務（内外との連携、調整業務や国際会議対応など）	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年3月31日) ※更新なし
10	東京都	地球環境部 防災グループ防災第二チーム	専門嘱託3号	防災	(1) 防災／災害復興・Build Back Better推進に係る情報収集や分析、戦略立案業務 (2) 同分野の協力案件（技術協力、無償資金協力）の形成及び実施監理 (3) 同分野、特に災害復興・Build Back Better推進に係る支援方針や手順などの検討・整理 (4) その他協力事業を実施する上で必要な業務（当機構内外との調整業務や国際会議対応を含む）	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。最長で2026年3月31日までを上限に更新可能です。
				気候変動対策			

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	国内事業部	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 長期研修事業への活用を含む、寄附金拡充に向けた情報収集・資料作成、案件形成、機構内外への広報や相談対応、関連する制度整備 (2) 長期研修事業に関する複数の大学の担当として、大学との契約・精算事務を担当する。 (3) 実施する長期研修員事業プログラムに関する以下の業務について、関係者(学・産官支援機関、JICA在外事務所、JICA国内機関及び関係大学と連携しながら行う。 ①研修員・大学等からの各種申請・問い合わせに関する対応(経理業務を含む)、モニタリング ② 候補取りまとめ、帰国した研修員のフォローアップ等 (4) 長期研修事業を含めた国内連携事業に関する情報収集、事業実績の整理、資料作成、計画立案、部内・関係部署・国内機関等との連絡調整・協働 (5) 大学と研修員候補者との間の大学受取前の事前スクリーニング業務 (6) その他、課長の指示に基づく業務の実施。 ※実際の業務内容については、ご本人の経験等を踏まえて決定を行います。	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				教育			
12	東京都	審査部環境社会配慮審査課 東環境社会配慮監理課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAの事業が環境や社会に及ぼしうる負の影響を回避・緩和するために、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、案件担当者として、協力事業の環境社会配慮に係る業務(相手国等との協議、事業サイト調査、協議文書の作成を含む環境審査、実施中事業の環境社会配慮状況のモニタリングなど)を行う。 (2) 外部関係者からなる「環境社会配慮助言委員会」の開催支援や、世界銀行やその他の開発金融機関等のEnvironmental and Social Framework/セーフガードポリシー等やその顕和化に関する調査、情報収集、意見交換、JICA職員等向けの研修講師等を行う。	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				自然環境保全			
13	東京都	評価部事業評価第一課	専門嘱託3号	評価	JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルに沿った事業評価を実施しています。 (1) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事後評価の企画・契約管理事務・予算管理 (2) 事後評価の実施に係る相手国やJICA内の他部署との調整 (3) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事前評価実施支援 (4) 技術協力の終了時評価の実施支援 (5) プロセス分析、テーマ別評価の企画・実施による事業改善に向けた業務 (6) インパクト評価等の手法開発業務 (7) JICA新事業マネジメントにおける評価手法開発業務 (8) その他、評価を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				援助アプローチ／戦略／手法			
14	東京都	青年海外協力隊事務局 海外業務第一課	専門嘱託3号	市民参加	(1) 海外協力隊派遣に向けた各種務対タスクへの参画、関係部との連絡調整等 (2) 担当国における派遣方針、個別派遣計画など戦略策定に係る情報収集取りまとめ (3) 担当国における隊員派遣の計画管理(予算管理含む)、実績取りまとめ (4) 担当国派遣中隊員への技術支援、成果取りまとめ (5) 機構内関係部、在外拠点、国内支援団体との連絡促進、連絡調整 (6) 機構内外への海外協力隊事業に係る広報活動支援、照会対応 (7) 海外協力隊の選考業務における、職種別の技術審査等にかかる取り纏め業務 (8) 海外協力隊の職種別ガイドライン等職務参考資料の改定等にかかる取り纏め業務 (9) 課題別ナレッジシェアリングに関する業務 (10) 課題別派遣前訓練の管理・調整に係る業務	1	期間の定めあり (2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
15	東京都	東京センター 市民参加協力第二課	専門嘱託3号	市民参加	(1) 草の根技術協力事業に係る業務 (2) JICA基金活用支援事業に係る業務 (3) NGO等活動支援事業に係る業務 (4) その他関連する業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
16	兵庫県	関西センター 市民参加協力課	専門嘱託3号	市民参加	(1) 草の根技術協力事業・JICA基金活用事業・NGO等活動支援事業に関する業務(事前コンサルティング/案件形成/審査/案件実施監理/評価/予算執行管理等) (2) NGOとの連携に係る業務(NGOとの対話窓口・実績とりまとめ等) (3) その他事業実施に必要な業務(契約管理、経理等含む)	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分野			
17	愛知県	中部センター 企業連携課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関連する業務。 ①地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動(セミナー開催等) ②地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルティング、及び募集・選考関連業務 ③採択後の中小企業との事業実施(コンサルティング、案件実施監理、実施監理支援) ア) 契約交渉関連業務(JICA本部の専門部署と連携) イ) 調査報告書(成果品)の品質監理 ウ) 製品・技術(経験を活用したODA事業の案件形成(JICA本部の専門部署と連携) エ) 広報、予算管理 ⑤関係支援機関との連携業務(中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体等) ⑥その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応 ⑦上記1～⑥を通じて得られた知見の取りまとめ (2) その他連携推進関連業務(必要に応じて国内・海外出張もありうる)	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
18	東京都	経済開発部 農業・農村開発第一グループ 農業・農村開発第一チーム(生産・流通)	アソシエイト専門員5号	農業開発／農村開発	(1) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業にかかる方針策定・改定に関する業務 (2) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業に位置づけられる案件群の形成・運営及び内容にかかる分析を通じたナレッジ蓄積・創出 (3) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の事業計画立案・案件監理、技術団員としての参加とインプット及び技術的指導を通じたフィードバック (4) 「包括的なFVCの構築」クラスターに関連する情報発信 (5) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の実現に向けた他ドナー、在外事務所、専門家・コンサルタント、民間企業、NGO等の関係者とネットワーク形成・維持・拡大	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
				民間セクター開発			
19	東京都	国内事業部外国人村人受入支援室(外国人村人受入支援)	アソシエイト専門員4号	日本国内の社会課題への対応、多文化共生	(1) 外国人村人受入・送出及び多文化共生社会構築支援分野におけるJICAの方針策定・改定に関する業務 (2) 同分野における案件群の形成、実施支援とナレッジ蓄積・創出に関する業務 (3) 同分野における国内外のネットワーク構築に関する業務 (4) 同分野における情報発信業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
20	東京都	アフリカ部アフリカ第二課	特別嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 東アフリカ(アフリカの角、ジブチ含む)にかかる経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) 東アフリカ(アフリカの角、ジブチ含む)地域・各国の案件形成・実施監理に関する各種業務 (3) 東アフリカJICA事業の実施方針や上記分野の協力プログラム等の策定支援・取り纏め (4) JICA内外の関係者との上記業務に必要な協議、調整、各種情報収集、整理、事業業績管理等 (5) アフリカにかかる知見共有・蓄積(有識者とのネットワーク構築、勉強会の開催等)	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月30日) 本契約は更新されることはありません。ただし、最期専門員等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				援助アプローチ／戦略／手法			

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	アフリカ部アフリカ第三課 (南部アフリカ国担当業務)	特別嘱託3号	援助アブローチ ／戦略／手法	(1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する業務 (案件発掘・形成に係る調査の実施等) (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議 (TICAD) プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集・分析、対外発信 (6) その他、担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				多岐にわたる分野			
22	東京都	ガバナンス・平和構築部平和構築室 (平和構築 (地方行政人材育成))	特別嘱託3号	平和構築	(1) 平和構築室の事業 (特に地方行政案件) に対する助言・サポート (2) 外部パートナーとの関係構築 (3) 平和構築室の事業 (特に地方行政強化案件) の案件監理支援 フィリピン・コートジボワール・パキスタン等での脆弱地域での地方行政案件 その他の国の難民・避難民関連案件、地雷・不発弾対策関連案件等の監理支援	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				多岐にわたる分野			
23	東京都	ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 (ジェンダーと開発)	特別嘱託4号	ジェンダーと開発	(1) ジェンダーに基づく暴力の撤廃関連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 (2) ジェンダースマートビジネスの振興関連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 (3) 様々な分野課題の案件におけるジェンダー分析、ジェンダー視点の取組、評価指標の検討における支援、助言 (4) JICA 内外向け研修・セミナーに関する企画・助言・実施	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
24	東京都	地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ (パリ協定の実施促進)	特別嘱託3号	気候変動対策	(1) 気候変動対策分野にかかる案件の形成・管理に関する業務 (2) グローバルアジェンダ (気候変動) に関する情報収集、対外発信 (3) 気候変動対策分野に関するナレッジ・各種研修に関する情報の蓄積・整理 (4) 国内外の関連会議における情報収集及びネットワークキング (5) 島の気候資金に関する情報収集・整理 (6) 担当案件に関する情報の収集・整理及び分析 (7) その他、関連する業務補佐	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				環境管理			
25	東京都	地球環境部 防災グループ防災第二チーム (防災協力成果の国際会議等への発信・ド グー連携)	特別嘱託4号	防災	(1) 防災・復興分野の協力方針に沿った知見の集積や資料作成を支援する業務 (2) 防災・気候変動適応策関連の留学生のネットワーク化や、その検討 (3) その他、防災の主流化・知見の蓄積など、防災協力全般に関連した各種業務	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				気候変動対策			
26	東京都	経済開発部 農業・農村開発第二グループ 第四チーム	ジュニア専門員	農業開発／農村 開発	アフリカ稲作振興関連案件の運営管理やCARDサブタスク関連業務を通じ、新しい取り組みを含む JICAのアフリカ稲作支援の全体像と具体的な事業、双方を学んで頂き、今後、アフリカ 稲作案件にかかる専門家等として活躍頂く事が期待されています。研修内容は以下の通りです。 (1) アフリカ稲作案件の運営管理 ①アフリカにて実施中の稲作関連案件の運営管理 ②アフリカにて立ち上げられる新規案件の事前準備 ③各種調査団への参加 (詳細計画、運営指導、評価) (2) 経済開発部内CARDサブタスク関連業務 ①アフリカ関係者向け研修の内容強化 (CARD関連本邦研修、アフリカ域内研修、等) ②専門家庭強化の企画・開催、CARD能力強化研修の開催支援 ③政策・戦略、事業化推進にかかる取り組み ④協力成果の取り組み、発信・情報共有 (3) 専門家業務のための準備 ①研修終了後の専門家業務のための準備 ②専門家派遣のための準備	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 就業規則第34条に基づき更新される ことがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日か ら1年6か月 (更新回数1回) を上限と します。 ただし、長期専門家等として派遣さ れる任地等の決定が遅れた場合に限 り、更に1回を上限に契約を更新され ることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日 から2年6か月まで)
				自然環境保全	(1) 森林・自然環境保全分野に係る情報収集、分析 (2) 森林・自然環境保全分野に係る協力案件 (含、課題別研修等) の計画策定及び実施管理 (3) 森林・自然環境保全分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進 (4) 上記事項に関するナレッジ・マネジメント、ネットワーク関連業務及び情報収集・発信業務 (HP、報告書、関連資料等)		期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 就業規則第34条に基づき更新される ことがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日か ら1年6か月 (更新回数1回) を上限と します。 ただし、長期専門家等として派遣さ れる任地等の決定が遅れた場合に限 り、更に1回を上限に契約を更新され ることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日 から2年6か月まで)
27	東京都	地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム (自然環境保全)	ジュニア専門員	自然環境保全		1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 就業規則第34条に基づき更新される ことがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日か ら1年6か月 (更新回数1回) を上限と します。 ただし、長期専門家等として派遣さ れる任地等の決定が遅れた場合に限 り、更に1回を上限に契約を更新され ることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日 から2年6か月まで)
				気候変動対策			
28	東京都	地球環境部 防災グループ防災第二チーム (地震・津波災害)	ジュニア専門員	防災	(1) 地震・津波災害分野に関するこれまでの事業等で蓄積された知見の集約と、 内外に向けた発信コンテンツの作成。 (2) 地震・津波災害分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含、課題別研修) (3) 地震・津波災害分野に係るグローバル、地域レベルでのパートナー (関連大学、研究機関、民間企業) との連携促進	1	期間の定めあり (2024年11月1日～2025年10月31日) 上記は初回の契約期間です。開始時 期は11月以降で応相談です。 契約は就業規則第34条に基づき更新 されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日か ら1年6か月 (更新回数1回) を上限と します。 ただし、長期専門家等として派遣さ れる任地等の決定が遅れた場合に限 り、更に1回を上限に契約を更新され ることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日 から2年6か月まで)
				気候変動対策			